ある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、本体事業所 との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービス を提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)の登録者並びに サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、 当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る本 体事業所、当該本体事業所に係る他のサテライト型指定看護小規模 多機能型居字介護事業所及び当該本体事業所に係ろサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」に改め、同条第3号中 「(本体事業所」を「(第79条第2号に規定する本体事業所」に 「を含む」を「及び本体事業所である指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿 泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む」に改める。

第190条第2項中「前項各号」を「前項に規定するもののほか 、第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に 次の1項を加える。

2 前項第4号の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門 員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の登録者に対し居宅サービス計画の作成が適切に行われるとき は、介護支援専門員に代えて、第198条第1項に規定する看護 小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣 が定める研修を修了している者(同項において「研修修了者」と いう。) を置くことができる。

第191条中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、 介護医療院」に改める。

第192条第1項中「29人」を「29人(サテライト型指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」に改め、 同条第2項第1号の表以外の部分中「、登録定員に」を「登録定員 に」に、「) まで」を「、サテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所にあつては12人)まで」に改め、同項第2号中「9 人」を「9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所にあつては、6人) | に改める。

第198条第1項中「をいう」を「(同条第2項の規定により介 護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所にあつては、研修修了者)をいう」に改める。

第201条後段ロ「、第94条第3項」を「、第84条中「第8 0条第2項」とあるのは「第190条第2項」と、第94条第3項 」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公 布する.

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第34号

字治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例(平成25年宇治市条例第16号) の一部を次のように改正する.

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

ーム (同法」に、「、病院」を「をいう。)、病院」に、「、介護 老人保健施設」を「、介護老人保健施設(法第8条第28項に規定 する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)、介護医療院(同条第 29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)」に、「特定施 設」を「特定施設(同条第11項に規定する特定施設をいう。)」 に改める。

第9条第1項中「においては施設」を「(ユニット型指定地域密 着型介護老人福祉施設(地域密着型サービス基準条例第175条に 規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下 同じ。)を除く。)においては施設」に、「とする」を「とし、ユ ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごと に当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計 が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第47条中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介 護医療院」に改める。

第56条第2項中「、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条条 号に掲げる」を「、宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例 (平成26年宇治市条例第38号 ) 第33条に規定する」に、「同令第31条各号に掲げる」を「同 条例第34条に規定する」に改める。

第66条第3項中「、介護老人保健施設」を「(法第8条第27 項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人保 健施設、介護医療院」に改める。

第74条中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介 護医療院」に改める。

第81条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条に次の1 項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束 等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければな らない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月 に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。

第89条第3項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施 設、介護医療院」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第35号

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

字治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 第5条第1項各号列記以外の部分中「、同法」を「、養護老人ホ │ 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例 ( 立成 2 6 年宇治市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「(指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスをいう。以下同じ。)」を削り、同条第4項中「、住民」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民」に改める。

第7条第2項中「ある」を「あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第25条第3項ロ「に介護予防サービス計画」を「に、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に、「 召集して」を「招集して」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示溶)

宇治市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

## 宇治市条例第36号

宇治市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

宇治市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例 (平成26年宇治戸条例第37号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

宇治市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者 の指定に関する基準を定める条例

第1条中「いう。)」を「いう。)第79条第2項第1号及び」に、「、指定介護予防支援事業者」を「、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

第2条の見出しを「(指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業の申請者の資格)」に改め、同条中「第115条の22第2項第1号」を「第79条第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第37号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 宇治市後期高齢者医療に関する条例(平成20年宇治市条例第8

| 号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分及び第1号中「宇治市」を「本市」に 改め、同条第2号中「の規定」を「(法第55条の2第2項におい て準用する場合を含む。)の規定」に、「、病院等(同項」を「、 病院等(法第55条第1項」に、「、宇治市」を「、本市」に改め 、同条第3号中「の規定」を「(法第55条の2第2項において準 用する場合を含む。)の規定」に、「、宇治市」を「、本市」に改め 。同条第4号中「の規定」を「(法第55条の2第2項において 準用する場合を含む。)の規定」に、「行つた同号」を「行つた法 第55条第2項第2号」に、「、宇治市」を「、本市」に改め、同 条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

第5条本文中「ついて、50円」を「つき70円」に改める。

B付 E

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する 保険料に係る督促手数料について適用し、同日前に賦課した保険 料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第38号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)の一部 を次のように改正する。

目次中「宇治市」を「本市」に、「(第1条」を「の事務(第1条」に、「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 宇治市が行う国民健康保険」を「第1章 本市が行う 国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出しを削り、同条中「宇治市」を「本市」に、「について」を「の事務について」に改める。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 本市の国民健 康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出しを「(本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)」に改め、同条各号列記以外の部分中「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、「各号の」を「各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の8.37」を「100分の7.56」に改め、同項第2号中「25,200円」を「25,400円」に改め、同項第3号ア中「27,400円」を「17,500円」に改め、同号イ中「13,700円」を「8,750円」に改め、同号ウ中「20,550円」を「13,125円」に改め、

第16条の5中「、540,000円」を「、580,000円」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.45」を「1

00分の2.75」に改め、同項第2号中「7,300円」を「9,100円」に改め、同項第3号ア中「7,800円」を「6,300円」に改め、同号イ中「3,900円」を「3,150円」に改め、同号ウ中「5,850円」を「4,725円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の3.30」を「100分の2.67」に改め、同項第2号中「9,300円」を「10,900円」に改め、同項第3号中「5,600円」を「5,500円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「17,640円」を「17,780 円」に改め、同号イ(ア)中「19,180円」を「12,250 円」に改め、同号イ(イ)中「9,590円」を「6,125円」 に改め、同号イ(ウ)中「14,385円」を「9,187円」に 改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」 に改め、同号ア中「12,600円」を「12,700円」に改め 、同号イ(ア)中「13,700円」を「8,750円」に改め、 同号イ(イ)中「6,850円」を「4,375円」に改め、同号 イ (ウ) 中「10,275円」を「6,562円」に改め、同項第 3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同号 ア中「5,040月」を「5,080円」に改め、同号イ(ア)中 「5,480円」を「3,500円」に改め、同号イ(イ)中「2 740円」を「1,750円」に改め、同号イ(ウ)中「4,1 10円」を「2,625円」に改め、同条第2項後段中「17,6 40円」を「17,780円」に、「5,110円」を「6,37 0円」に、「19,180円」を「12,250円」に、「5,4 60円」を「4,410円」に、「9,590円」を「6,125 円」に、「2,730円」を「2,205円」に、「14,385 円」を「9,187円」に、「4,095円」を「3,307円」 に、「12,600円」を「12,700円」に、「3,650円 」を「4,550日」に、「13,700円」を「8,750円」 に、「3,900月」を「3,150円」に、「6,850円」を |4,375円]に、|1,950円]を|1,575円]に、「 10,275円」を「6,562円」に、「2,925円」を「2 , 362円」に、「5,040円」を「5,080円」に、「1, 460円」を「1,820円」に、「5,480円」を「3,50 0円」に、「1,560円」を「1,260円」に、「2,740 円」を「1,750円」に、「780円」を「630円」に、「4 , 110円」を「2, 625円」に、「1, 170円」を「945 円」に改め、同条第3項後段中「17,640円」を「17,78 0円」に、「6,510円」を「7,630円」に、「19,18 0円」を「12,250円」に、「3,920円」を「3,850 円」に、「12,600円」を「12,700円」に、「4,65 0円」を「5,450円」に、「13,700円」を「8,750 円」に、[2, 800円]を[2, 750円]に、[5, 040円]」を「5,080日」に、「1,860円」を「2,180円」に 、「5,480円」を「3,500円」に、「1,120円」を「 1, 100円」に改める。

第25条本文中「ついて、50円」を「つき70円」に改める。 第28条の3第1項各号列記以外の部分中「を市長に提出しなければ」を「により市長に届け出なければ」に改め、同条第2項中「届出は」を「規定による届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条、第16条の5、第16条の5の5、第16

条の9及び第23条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民 健康保険料について適用し、平成29年度分までの国民健康保険 料については、なお従前の例による、

3 改正後の第25条の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する国民健康保険料に係る督促手数料について適用し、同日前に賦課した国民健康保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

### 宇治市条例第39号

宇治市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市立学校施設使用条例(昭和52年宇治市条例第49 号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「の一に」を「に掲げる場合のいずれかに」に、「場合」を「とき」に改め、同条第2号中「党派的政治活動」を「政治活動」に、「場合」を「場合(公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づく使用の場合を除く。)」に改め、同条第3号中「一宗一派による」を削り、同条第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、教育委員会が」に、「認められる」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 営利を目的とすると認められる場合 別表の備考第1項を次のように改める。

1 学校施設の使用が1時間(運動場にあつては、30分間)未満のとき、又は当該学校施設の使用に1時間(運動場にあつては、30分間)未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ1時間(運動場にあつては、30分間)とみなす。

別表の備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第2条 宇治市立学校施設使用条例の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「、市内に在住又は勤務しているもの」を「、 次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加 える。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者

第2条第2項各号列記以外の部分中「とおり」を「各号に掲げるとおり」に改め、同項第3号中「及び特別教室」を削り、同項第4号中「その他教育委員会」を「前各号に掲げるもののほか、教育委員会」に、「施設」を「学校施設」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 特別教室
- (5) 保育室
- (6) 遊戲室

別表中「		を「			に、	
	500円		6 (	0 円		
	300円		4 (	0 円		
	750円		9 (	0 円		
	1,000円		1, 20	0円		
	1,250円		1, 50	0円		
	1,500円		1, 80	0円		
		]			]	
-						を
普通教室	を及び特別教室		1時間	5	5 0 円	

w

tat. I b pp. 17 mg	atta I. I.I. Et alui		
地域開放型	基本使用料	1時間	150円
教室	冷暖房設備使用料	1時間	150円

Γ

普通教室	1時間	60円
特別教室	1時間	60円
保育室	1時間	6 0 円
遊戲室	1時間	6 0 円
地域開放型教室	1時間	200円

改め、同表の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地域開放型教室を使用する場合において、冷房又は暖房の装置を使用するときは、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該装置の使用時間については、前項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、<sup>立</sup>成30年7月1日から施行する。ただし、第1 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の宇治市立学校施設使用条例の規定 は、この条例の施行の日以後の許可の申請に係る使用料について 適用し、同日前の許可の申請に係る使用料については、なお従前 の例による。

(掲示済)

宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

## 宇治市条例第40号

宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例 宇治市立幼稚園使用料条例(昭和27年宇治市条例第8号)の一 部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例

第1条中「使用料」を「使用料及び一時預かり保育に係る利用料」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。 (預かり保育利月料)

第6条 園児1人当たりの一時預かり保育(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいい、教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動に限る。以下同じ。)に係る利用料(以下「預かり保育利用料」という。)の額は、1回の利用につき、当該利用の開始から1時間ごとに200円(一時預かり保育において提供する間食等に係る実費を除く。)とする。この場合において、当該利用が1時間未満のとき、又は当該利用に1時間未満の端数

2 前項の利用が5時間を超えた場合の預かり保育利用料の額は、 同項の規定にかかわらず、1,000円とする。

が生じたときは、これらをそれぞれ1時間とみなす。

3 園児に係る支給認定保護者は、一時預かり保育を利用したとき は、預かり保育利用料を市長が定める日までに納付しなければな らない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

### 宇治市条例第41号

宇治市生涯学習センター条例の一部を改正する条例 宇治市生涯学習センター条例(平成5年宇治市条例第30号)の 一部を次のように改正する。

別表中

5,900円	7,800円	9,400円	12,500	15,500	18,700
			円	円	円
3,900円	5,300円	6,300円	8,400円	10,400	12,600
				P9	н
3,200円	4,400円	5,400円	7,000円	8,800円	10,600
					円
1,600円	2,200円	2,700円	3,500円	4,400円	5,300円
1,200円	1,600円	1,900円	2,600円	3,200円	3,800円
1,100円	1,500円	1,800円	2,300円	2,900円	3,500円
2,400円	3,300円	3,900円	5,200円	6,400円	7,800円
1,900円	2,500円	3,000円	4,100円	5,000円	6,100円

に改め

7,300円	9,700円	11,700	15,600	19,300	23,300
		円	円	円	円
4,800円	6,600円	7,800円	10,500	13,000	15,700
			円	円	円
4,000円	5,400円	6,600円	8,600円	11,000	13,200
				円	円
2,000円	2,700円	3,300円	4,300円	5,500円	6,600円
1,500円	2,000円	2,300円	3,200円	4,000円	4,700円
1,300円	1,800円	2,200円	2,800円	3,600円	4,300円
3,000円	4,100円	4,800円	6,500円	8,000円	9,700円
2,300円	3,100円	3,700円	5,100円	6,200円	7,600円
	4,800F	4,800 M 6,600 M 4,000 M 5,400 M 2,000 M 2,700 M 1,500 M 2,000 M 1,300 M 1,800 M 3,000 M 4,100 M	4, 800 P     6, 600 P     7, 800 P       4, 000 P     5, 400 P     6, 600 P       2, 000 P     2, 700 P     3, 300 P       1, 300 P     1, 800 P     2, 200 P       3, 000 P     4, 100 P     4, 800 P	H         H         H           4,800H         6,600H         7,800H         10,500H           4,000H         5,400H         6,600H         8,600H           2,000H         2,700H         3,300H         4,300H           1,500H         2,00H         2,300H         3,200H           1,300H         1,800H         2,200H         2,800H           3,000H         4,300H         6,500H	H         H         H         H         H           4, 800H         6, 600H         7, 800H         10, 500         13,000         H           4, 000H         5, 400H         6, 600H         8, 600H         11,000         H           2, 000H         2, 700H         3, 300H         4, 300H         5, 500H         6, 600H           1, 500H         2, 000H         2, 300H         3, 200H         4, 000H         3, 600H           1, 300H         1, 800H         2, 200H         2, 800H         3, 600H         8, 000H

、同表の備考第1項中「、使用料の額に100分の30」を「、こ の表に定める額に10分の3」に改め、同表の備考第2項各号列記 以外の部分中「冷暖房」を「冷房又は暖房」に、「次の」を「次の 各号に掲げる」に改め、同表の備考第3項中「、使用料の額に10 0分の30」を「、この表に定める額に10分の3」に改め、同表 の備考第4項中「これに類する料金」を「の料金」に、「これに類 する目的」を「の営利の目的」に、「、使用料の」を「、この表に 定める」に、「により加算される」を「の適用がある」に、「、加 算された後の」を「、同項の規定により算定した」に、「100分 の100」を「1」に改め、同表の備考第5項本文中「、使用料の 額(第3項又は前項」を「、この表に定める額(前2項」に、「に より加算される」を「の適用がある」に、「、加算された後の」を 「、これらの規定により算定した」に、「100分の30」を「1 0分の3」に改め、同表の備考第6項中「使用料の計算において」 を「第1項又は前3項の規定により算定した額に」に、「ときは、 これ」を「場合は、その端数」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。 (経過措置)

2 改正後の宇治市生涯学習センター条例の規定は、この条例の施 行の日以後の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の 許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を、ここ に公布する。 に、

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

#### 宇治市条例第42号

宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例 宇治市総合野外活動センター条例(平成11年宇治市条例第11 号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う」に改め、同項第1号中「こと。」を「業務」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「維持管理」を「維持及び管理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 施設の使用の許可に関する業務

第12条に次の1項を加える。

別表中「

4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条から第5条までの規定の適用は、第3条、第4条並びに第5条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同項第1号中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

を「

別衣甲「			_ & '		_	r- ,
	6	00円		,	7 4 0 円	
	7	50円		9	920円	
	1, 2	250円		1, 5	560円	
	2, 5	00円		3,	120円	
	7	00円		8	360円	
	9	00円		1,	120円	
	1, 5	500円		1, 8	360円	
	3, 0	00円		3,	740円	
	2	250円		;	300円	
	3	300円		;	360円	
	5	00円		(	620円	
	1, 0	00円		1. 2	240円	
	2	200円			240円	
	2	250円		;	300円	
	4	00円		ŧ	500円	
	7	50円			920円	
			J			1
f i		をし			に、	
	50円			60円	_	
	100円			120円		
	150円			180円		
	200円			2 4 0 円		
_		]			J	
[	_	を「		_	に、「	, 3, 0
10,	000円		1 2,	500円		
2,	000円	-	2 ,	500円	-	
2,	600円	-	3,	240円	1	
2,	600円		3,	2 4 0 円	_	
1,	500円		1,	860円	_	
2,	000円		2,	500円	_	
2,	000円		2,	500円	-	
1,						
1,	300円		1,	2 4 0 円 6 2 0 円	-	

1,620円

1,300円

1,300円	1,	6 2 0 円
1,700円	2,	1 2 0 円
1,700円	2,	1 2 0 円
3,000円	3,	7 4 0 円
4,000円	5,	000円
4,000円	5,	000円
1,500円	1,	860円
2,000円	2,	500円
1,000円	1,	2 4 0 円
1,300円	1,	6 2 0 円
1,000円	1,	2 4 0 円
1,300円	1,	6 2 0 円

00円」を「、3,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第1 2条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可の申請 に係る使用料について適用し、同日前の許可の申請に係る使用料 については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第43号

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部を改正する条例 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例(平成11年宇治市条例第3 1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える

この場合において、当該使用が1時間未満のとき、又は当該使用に1時間未満の端数が生じたときは、これらをそれぞれ1時間とみなす。

第5条第1項第1号中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項第2号中「750円」を「800円」に改める。

第8条の見出しを「(指定管理者による管理等)」に改め、同条 第3項各号列記以外の部分中「指定管理者の」を「第1項の規定に より指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における当該指定管 理者が行う」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、 同号を同項第3号とし、同項第1号中「維持管理」を「維持及び管 理」に、「こと。」を「業務」に改め、同号を同項第2号とし、同 号の前に次の1号を加える。

(1) 施設の使用の許可に関する業務

第8条に次の1項を加える。

4 第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用は、第2条、第3条並びに第4条第1項各号列記以外の部分及び第4号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同項第1号中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規

定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項各号の規定は、平成30年7月1日以後 の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料 については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

#### 宇治市条例第44号

宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部を改正する条例 宇治市源氏物語ミュージアム条例(平成10年宇治市条例第2号 )の一部を次のように改正する。

別表観覧料の項中「30人」を「20人」に、

を「 に改め、同表使用料の項中 500円 600円 250円 300円 400円 480円 200円 2 4 0 円 を「 に、「2,000円」を「2 普通自動車 普通車 大型車 大型自動車

- , 500円」に改め、同表の備考第3項を次のように改める。
- 3 「普通車」とは、大型車及び二輪自動車その他これに類するものを除く道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。 別表の備考に次の1項を加える。
- 4 「大型車」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車で乗車定員が11人以上であるバス及び教育委員会が認めるものをいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表使用料の項の改正規定 (「2,000円」を「2,500円」に改める部分を除く。)、同表の備考第3項の改正規定及び同表の備考に1項を加える改正規定 公布の日
- (2) 別表使用料の項の改正規定(「2,000円」を「2,500円」に改める部分に限る。) 平成30年7月1日

(掲示済)

宇治市組織条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。 平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第45号

宇治市組織条例の一部を改正する条例

宇治市組織条例 (昭和 2 6 年宇治市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「、建設総括室」を「、危機管理室及び建設総括 室」に改める。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 危機管理室の分掌する事務は、防災及び有事に関することとす

別表市長公室の項第4号及び第5号を削る。

附貝

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示溶)

宇治市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を、 ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

## 宇治市条例第46号

宇治市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 宇治市職員の退職手当に関する条例(昭和26年宇治市条 例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5 号」に改める。

別表を次のように改める。

# 別表(第3条、第4条、第5条、第5条の2関係)

	文 (第3米、第4米、第3米、第3米の2関係) 支給率							
勤続年数	(1) 自己 の都によ る退職	(2) 1 1 年期続度 の職能 退職	(3) 外病勤るを。よ職 公の(に傷除)る 。よ職	(4) 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	(5) 退は上病く亡る 整職公の若はに退 理又務傷し死よ職	(6) 25 年以上 の 動続定年 退職等	(7) 特別 希望退 職	
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555		0.837	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511		1.674	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665		2.511	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022		3.348	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775		4.185	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533		5.022	
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885		5.859	
8	4.0176	6.696	6.696		10.044		6.696	
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995		7.533	
10	5.022	8.37	8.37		12.555		8.37	
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605		11.613375	
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171		12.76425	
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815		13.915125	
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792		15.066	
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025		16.216875	
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413		17.890875	
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235		19.564875	
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034		21.238875	
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445		22.912875	
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655		24.586875	
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655		26.260875	
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276		27.934875	
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865		29.608875	
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897		31.282875	
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075	33.27075	
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735	34.77735	
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395	36.28395	
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055	37.79055	
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715	39.29715	
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375	40.80375	
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035	42.31035	
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695	43.81695	

33	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355
34	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015
35	39.7575	39.7575	47.709	47.709	47.709
36	40.7619	40.7619	47.709	47.709	47.709
37	41.7663	41.7663	47.709	47.709	47.709
38	42.7707	42.7707	47.709	47.709	47.709
39	43.7751	43.7751	47.709	47.709	47.709
40	44.7795	44.7795	47.709	47.709	47.709
41	45.7839	45.7839	47.709	47.709	47.709
42	46.7883	46.7883	47.709	47.709	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
<b>45</b> 以上	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

部改正)

第2条 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年宇治市条例第29号)の一部を次のように改正する

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83. 7」に、「、104分の87」を「、104分の83.7」に改

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(掲示済)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 例を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

## 宇治市条例第47号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す る条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年宇治市 条例第29号)の一部を次のように改正する。

第18条中「、第6条の2」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(掲示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布す

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第48号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例 (昭和36年宇治市条例第1号) の一部 を次のように改正する。

第11条の2中「、被保険者である世帯主及びその」を「、世帯 主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号

(宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一 | 」に、「後期高齢者支援金等賦課額(同項」を「後期高齢者支援金 等賦課額 (同項第2号」に、「介護納付金賦課被保険者〔同項」を 「介護納付金賦課被保険者(同項第3号」に、「介護納付金賦課額 (同項」を「介護納付金賦課額(同号」に改める。

第12条各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
  - ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る 。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除 した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外 併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費 . 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用( 一般被保険者に係るものに限る。)の額の合算額
  - イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により 読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費 納付金をいう。以下この条において同じ。) の納付に要する 費用(京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの に限り、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負 担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等( 以下「後期高齢者支援金等」という。)及び病床転換支援金 等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介 護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除 く。) の額
  - ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要 する費用の額
  - エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事 業借入金の償還に要する費用の額
  - オ 保健事業に要する費用の額
  - カ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事 務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係 る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担 金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院 時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費 、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費 の支給に要する費用の額の合算額並びに京都府が行う国民健 康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納

付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計に おいて負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並 びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) 及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付 に要する費月の額を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
  - ア 法第74条の規定による補助金の額
  - イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
  - ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金 (エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。
    - )(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定 する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係る ものを除く。)の額
  - エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第13条第1項前段中「、一般被保険者」を「、世帯主の世帯に属する一般被保険者」に、「、被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改め、同条第2項ロ「とき」を「場合」に、「端数金額は」を「端数を」に改める。

第16条の2第1項中「、当該」を「、世帯主の」に改める。 第16条の5の2各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担す る後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費 用に係る部分であつて、京都府が行う国民健康保険の一般被保 険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
  - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定に より貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に係るものに限る。)の額
  - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業 費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附 則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3 第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第16条の5の3第1項及び第16条の5の6第1項中「、当該 」を「、世帯主の」に改める。

第16条の6各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担す る介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号に おいて同じ。) の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の 規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定に より貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に係るものに限る。) の額
- イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業 費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附 則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3 第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第23条第1項第1号中「その世帯」を「当該世帯主の世帯」に 、「世帯に係る」を「当該世帯に係る」に改める。

第23条の2中「又は当該世帯」を「の世帯」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附則第2項中「又はその世帯」を「の世帯」に、「若しくは」を 「又は」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後 の年度分の国民健康保険料について適用し、平成29年度分まで の国民健康保険料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を、ここに公布する

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

# 宇治市条例第49号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

第2条中「市長公室」を「危機管理室、市長公室」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定により旧条例第2条に規定する総務常任委員会の委員(以下「旧委員」という。)に選任され、及び旧条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者は、それぞれ改正後の宇治市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定により新条例第2条に規定する総務常任委員会の委員(以下「新委員」という。)に選任され、及び新条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者とみなす。
- 3 前項の場合において、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する総務常任委員 会において審査又は調査を継続している事件については、新条例 第2条の規定により当該事件を所管することとなる総務常任委員 会に付議された事件とみなす。

(掲示済)

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。 平成30年3月31日

宇治市長 山本 正

### 宇治市条例第50号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例 (昭和51年宇治市条例第1号) の一部を次のように改正する。

第11条中「、第44条第3項」を「、第44条第5項」に、「、第47条」を「、第47条第1項及び第4項」に、「及び」を「(第139条の7において準用する場合を含む。)並びに」に改め、「これらの規定を」を削り、「ついては」を「ついても」に改める。

第17条第2項の表以外の部分中「当該」を「同表の」に改める

第43条の3中「(以下この節」を「(次条第1項」に改める。 第43条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この 節」を「次条第2項」に改め、同条第3項前段中「第43条の3及 び前条」を「前2条」に改め、同項後段中「、前条第1項及び第2 項」を「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年 金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務 者」と、前条」に、「、同項」を「、同条第2項」に改める。

第44条第7項中「第47条第2項」を「第47条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第6項を第8項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、 1 税特別措置法第66条の9の3第4項及び第1 0項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を 受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の1 2の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定に より申告納付すべき法人税割額から控除する。

第47条第1項及び第2項中「よつて」を「より」に改め、同項 を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第45条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又

は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第47条に次の2項を加える。

- 5 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第45条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第2条の2第1項中「、第44条第3項」を「、第44条第 5項」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、同条第2 項中「、第47条」を「、第47条第1項及び第4項」に、「、同 条」を「、これら」に改める。

附則第3条第1項中「第47条に」を「第47条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「、同条」を「、これらの規定」に改める。

附則第8条の3中第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、第9項から第11項までを削り、第12項を第8項とし、第13項から第15項までを4項ずつ繰り上げ、同条第16項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第12項とする。